

お知らせ

### “あなた”のためのメンタルケア教室を開催

『介護者のメンタルケア～ストレスに負けないこころの保ち方～』をテーマに家族介護教室を開催します。介護を続けていくためには、「からだ」だけではなく、「こころ」の健康も大切です。「こころ」の元気を保つポイントを伝えます。

介護をしている家族の方や介護に興味のある方は、ぜひ申込みください。

■日時

3月25日(木) 午後2時～午後3時30分

■講師

社会福祉法人 福島いのちの電話 事務局長 三瓶 弘次氏

■場所

観月台文化センター 大研修室

■申込み

3月19日(木)までに保健福祉課長寿介護係へ電話で申込み



☎保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

お知らせ

### 水道管の水漏れ発見に協力ください

町では、毎年専門業者に委託して漏水調査を実施し、漏水の発見・調査に努めていますが、引き続き貴重な水を無駄にしないためには町民のみなさんの協力が不可欠です。もし、道路上などで原因不明の水が流れているなど漏水の疑いのある場所を発見したら、上下水道課へ連絡をお願いします。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997 【夜間休日】☎ 090-2796-5300

お知らせ

### 宅地内漏水による水道使用料金の軽減

道路下の配水管から各家庭につながっている宅地内の給水装置（給水管、止水栓、蛇口など）は個人財産ですので、使用者又は所有者が維持管理を行うことが原則となっています。

宅地内で漏水の疑いがある場合、また水道使用量が前回と比較して大幅に増加している場合は、漏水の確認及び修理を行ってください。

■確認及び修理の方法について

- ①水道を使用しない状態で、メーターが回っているかどうかを確認して下さい。  
水道メーターの指針の下に、パイロット（シルバー色の丸いもの）がありますが、すべての蛇口を閉めた状態でそれが動いていれば漏水とされます。
- ②漏水の場合については、至急町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼して下さい。  
修理代は自己負担となります。

■水道使用料の軽減について

漏水の状況によっては、修繕完了後に水道使用料が軽減となることがあります。  
申請手続きなどについては、早めに上下水道課へ問い合わせ下さい。



パイロット

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997